**ジョブ・カード講習等実施要領**

別紙３

**１　趣旨**

新ジョブ・カード制度は、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カード（職業能力開発促進法第15条の４第１項に基づき、平成30年厚生労働省告示第127号により規定された改正後の職務経歴等記録書の様式）を「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用する制度である。

ジョブ・カードは本人が作成するものであるが、記入に困る場合など必要に応じてキャリアコンサルティング等の支援を受けることとされている。このジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行う者は、職業能力開発促進法第30条の３のキャリアコンサルタントのほか、「ジョブ・カード講習」の受講等によりジョブ・カードの作成支援を行うことが認められた者として登録された者（以下、「ジョブ・カード作成アドバイザー」という。）等である必要があるところ、ジョブ・カード作成アドバイザーとなるために受講する必要のあるジョブ・カード講習を実施するとともにジョブ・カード作成アドバイザーの登録業務を実施する。

**２　事業概要**

　ジョブ・カード作成アドバイザーを養成するため、ジョブ・カード講習を実施する。ジョブ・カード講習等は、厚生労働省又は厚生労働省の委託を受けた団体（以下「登録団体」という。）を実施主体とするものであり、ジョブ・カード講習はキャリアコンサルティングの基礎的事項の習得を目的とするキャリアコンサルティング編とジョブ・カードの作成支援スキル等の習得を目的とするジョブ・カード編から構成するものとする。

　また、厚生労働省又は登録団体において、以下のいずれかの要件を満たす者を、ジョブ・カード作成アドバイザーとして登録するものとする。

(1)ジョブ・カード講習修了者

　　３及び４に規定するジョブ・カード講習を修了した者

(2) 新基準適合者等

　　以下のいずれかに該当する者

　イ　平成28年３月31日までに実施されていた、キャリア形成促進助成金対象キャリア・コンサルタント能力評価試験（別表１）の合格者（平成23年７月１日以降に適用された「キャリア・コンサルタント能力評価試験の指定基準」（以下「新基準」という。）に基づく、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング手法に関する知識・技能を含めた140時間程度又は140時間以上のカリキュラムで構成されるキャリア・コンサルタント養成講座（以下「養成講座」という。）の履修等を経て、新基準に基づくキャリア・コンサルタント能力評価試験（以下「能力評価試験」という。）に合格した者に限る。）

ロ　平成23年６月30日以前に適用されていた「キャリア・コンサルタント能力評価試験の指定基準」（以下「旧基準」という。）に基づく能力評価試験に合格した者であって、能力評価試験を実施する団体（以下「試験実施団体」という。）又は試験実施団体が認めた団体が行う補講（一定の時間をジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング手法に関する知識・技能に係る内容に充てているものに限る。）を修了した者

ハ　試験実施団体若しくは試験実施団体が認めた団体が行う新基準に基づくジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング手法に関する知識・技能を含めた140時間程度又は140時間以上のカリキュラムで構成される養成講座の修了者であって、旧基準に基づく能力評価試験に合格した者

**３　ジョブ・カード講習の受講要件**

　(1)ジョブ・カード講習の受講要件

　　ジョブ・カード講習の受講要件は、次のいずれかに該当し、ジョブ・カード作成支援業務に従事する予定がある者とする。

イ　キャリアコンサルティング技能士

ロ　平成28年３月31日までに別表２－１の試験に合格した者

ハ 平成28年３月31日までに別表２－２の講座を修了した者

ニ 官民の需給調整機関等、地域ジョブ・カードセンター若しくは地域ジョブ・カードサポートセンター、有期実習型訓練等を実施若しくは計画する企業におけるジョブ・カード制度の担当部署、求職者支援訓練を実施若しくは予定する民間教育訓練機関をはじめとした教育・訓練機関又はジョブ・カードをその雇用する従業員の職業能力評価等に活用しようとする企業に雇用されており、当該機関等の長が推薦する者であって、次の(ｲ)、(ﾛ)又は(ﾊ)のいずれかを満たすもの

　(ｲ) 一般社団法人日本産業カウンセラー協会における産業カウンセラー資格を有する者

(ﾛ) 常時勤務する者として職業相談・職業紹介、人事・労務、その他キャリアに関する業務に係る経験を概ね３年以上有する者

　　(ﾊ) 常時勤務する者としてキャリアコンサルティング業務に専ら従事する者であって、現に職業相談業務に１年以上携わる者

ホ　ひとり親の支援を行う機関で相談業務に従事し、当該機関等の長が推薦する者であって、以下の(ｲ)、(ﾛ)又は(ﾊ)のいずれかを満たすもの

(ｲ) 一般社団法人日本産業カウンセラー協会における産業カウンセラー資格を有する者

(ﾛ) 職業相談・職業紹介、人事・労務、その他キャリアに関する業務に係る経験を概ね３年以上有する者

(ﾊ) キャリアコンサルティング業務に専ら従事する者であって、現に職業相談業務に１年以上携わる者

なお、上記の要件のうち、ニ(ﾛ)及びホ(ﾛ)に該当する者は、キャリアコンサルティング編及びジョブ・カード編の両方の受講を必要とするものとし、それ以外の者（イ、ロ、ハ、ニ(ｲ)及び(ﾊ)並びにホ(ｲ)及び(ﾊ)に該当する者（以下「キャリアコンサルティング編免除者」という。））については、ジョブ・カード編の受講のみ受講を必要とするものとする。

(2) 留意事項

　　上記(1)ニ又はホの要件に該当する者として、ジョブ・カード講習を受講する場合は、「「ジョブ・カード講習」受講推薦状」（別添様式１）（以下「推薦状」という。）を提出させるものとする。

　　なお、事実と異なる内容を推薦状等に記載していることが判明した場合は、ジョブ・カード講習を受講させないことができるものとする。

**４　ジョブ・カード講習の内容等**

ジョブ・カード講習の内容等については、次のとおり実施するものとする。

ただし、会場や講師の都合等により、全体のプログラムにおいて最大で１時間程度の増減調整は認めるものとする。

　(1)ジョブ・カード講習の内容

イ　キャリアコンサルティング編

　　　　次の内容を、概ね１日半（11時間程度）実施する。

　　　(ｲ) キャリア形成支援の必要性（0.5時間程度）

　　　(ﾛ) キャリアコンサルティングの基本知識（２時間程度）

　　　(ﾊ) キャリアコンサルティングのスキル（１時間程度）

　　　(ﾆ) 棚卸しの方法、職務経歴書の作成支援（1.5時間程度）

　　　(ﾎ) キャリアコンサルティング演習（2.5時間程度）

　　　(ﾍ) ジョブ・カードの作成支援の方法等(３時間程度)

(ﾄ) 習熟度の確認（0.5時間程度）

　　ロ　ジョブ・カード編

次の内容を、概ね３時間以上実施する。

(ｲ) 新ジョブ・カード制度の概要・仕組み、ジョブ・カードの意義及び利用方法等（２時間程度）

(ﾛ) ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング実施における

心構え・留意事項等（0.5時間程度）

(ﾊ) 事務処理等（0.5時間程度）

　(2) 実施方法

イ　キャリアコンサルティング編については、原則として実習部分以外は受講生がオンラインで視聴する形式とし、上記 (1)イの「(ﾎ)　キャリアコンサルティング演習」及び「(ﾍ)　ジョブ・カードの作成支援の方法等」の実習部分については、適宜ロールプレイ等を組み合わせて行うことにより、実践的かつ効果的な内容となるよう配慮するものとする。

ロ　ジョブ・カード編については、原則として受講生がオンラインで視聴する形式とするが、キャリアコンサルティング編も受講する者については、講習会場において講師による講義又はビデオの視聴による形式とすることもできるものとする。

**５　登録・更新**

(1) 登録手続

　　厚生労働省又は登録団体は、以下のいずれかの要件を満たす者を、ジョブ・カード作成アドバイザーとして登録するものとする。

　　ただし、以下の要件を満たす者であっても、過去に登録の取消を受けたことのある者については、その登録を認めないことがある。

　　ジョブ・カード作成アドバイザーに対しては、「ジョブ・カード作成アドバイザー証」（別添様式４－①）（以下「登録証」という。）を発行するものとする。

また、登録証の発行を受けた者は、「ジョブ・カード作成アドバイザー名簿」（別添様式５－①）に登録されるものとする。なお、登録に当たっての確認事項については、別紙のとおりとする。

　 イ　キャリアコンサルティング編及びジョブ・カード編受講修了者

ジョブ・カード講習の全時間数を受講した者であって、「登録用フォーム」（別添様式２）を提出した者又は登録団体の開設するホームページにおいて、「登録用フォーム」（別添様式２）に相当する内容を入力の上、登録申請した者

　　ロ　ジョブ・カード編受講修了者

　　　　キャリアコンサルティング編免除者であってジョブ・カード編を受講した者のうち、「登録用フォーム」（別添様式２）を提出した者又は登録団体の開設するホームページにおいて、「登録用フォーム」（別添様式２）に相当する内容を入力の上、登録申請した者

ハ　新基準適合者等

　　　　新基準適合者等であって、「登録用フォーム」(別添様式２)を提出した者又は登録団体の開設するホームページにおいて、「登録用フォーム」（別添様式２）に相当する内容を入力の上、登録申請した者

(2) 登録証の有効期間

登録証の有効期間は、発行日から４年が経過した日の属する年度の年度末までの間とする（例えば、発行日が平成30年４月１日の場合は平成34年度末（平成35年３月31日）までが有効期間となる）。

ただし、ジョブ・カード作成アドバイザーとして適性を欠く者（新ジョブ・カード制度の趣旨に照らして著しく不適切なジョブ・カード作成支援等（キャリアコンサルティング実施者の記入欄への記入を含む。以下同じ。）や公序良俗に反する行為を行った者）については、その登録を取り消すことがある。

(3) 更新手続

イ　更新の要件

有効期間内の登録証又は「ジョブ・カード作成アドバイザー証（更新）」（別添様式４－②）（以下「更新登録証」という。）を保有する者のうち、今後もジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング業務を担う予定があって、以下の要件を満たし、登録団体が開設するホームページにおいて、従来の「更新申込書」（別添様式３－①）及び「登録用フォーム（更新）」（別添様式３－②）に相当する内容を入力の上、更新申請した者に対し、更新登録証を発行するものとする。また、更新登録証の発行を受けた者は、「ジョブ・カード作成アドバイザー更新者名簿」（別添様式５－②）に登録されるものとする。

(ｲ) 更新講習を受講していること。

(ﾛ) ジョブ・カード作成アドバイザーとして適性を欠く者でないこと（新ジョブ・カード制度の趣旨に照らして著しく不適切なジョブ・カード作成支援等や公序良俗に反する行為を行っていないこと）。

ロ　更新講習の実施内容等

　　　　上記イ(ｲ)の更新講習については、次のとおり実施するものとする。

(ｲ) 内容

次の内容を、概ね３時間以上実施する。

a　最新の新ジョブ・カード制度等の状況（２時間以上）

b　ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング実施における

心構え・留意事項等（0.5時間以上）

　 c 事務処理等（0.5時間程度）

(ﾛ) 実施方法

原則として、受講生がオンラインで視聴する形式で行う。

(4) 更新登録証の有効期間

更新登録証の有効期間は、発行日の翌日から５年間とする（例えば、発行日が平成31年３月31日の場合は、平成36年３月31日までが有効期間となる）。

(5) 留意事項

「ジョブ・カード作成アドバイザー名簿」及び「ジョブ・カード作成アドバイザー更新者名簿」に登録された者については、本業務の目的の範囲内で厚生労働省又は登録団体が利用し、外部からの問い合わせに対応する場合があるものとする。

別表１

キャリア形成促進助成金対象

キャリア・コンサルタント能力評価試験（平成28年３月31日まで実施）

|  |  |
| --- | --- |
| 試験名 | 試験実施機関名 |
| 公益財団法人日本生産性本部認定  キャリア・コンサルタント資格試験 | 公益財団法人　日本生産性本部 |
| キャリア・コンサルタント試験 | 一般社団法人　日本産業カウンセラー協会 |
| TCCマスター・キャリアカウンセラー認定試験 | テンプスタッフキャリアコンサルティング株式会社 |
| CDA資格認定試験 | 特定非営利活動法人　日本キャリア  開発協会 |
| 日本キャリア・マネージメント・カウンセラー協会  認定キャリア・コンサルタント資格試験 | 特定非営利活動法人　日本キャリア・  マネージメント・カウンセラー協会 |
| 公益財団法人関西カウンセリングセンター  キャリア・コンサルタント認定試験 | 公益財団法人　関西カウンセリングセンター |
| GCDF-Japan試験 | 特定非営利活動法人  キャリアカウンセリング協会 |
| 株式会社テクノファ認定キャリア・カウンセラー  （キャリア・コンサルタント）能力評価試験 | 株式会社　テクノファ |
| ICDS委員会認定　ICDSキャリア・コンサルタント検定 | NPO法人　ICDS |
| NPO生涯学習キャリア・コンサルタント検定試験 | 特定非営利活動法人　エヌピーオー  生涯学習 |

別表２－１

ジョブ・カード講習の受講要件となる試験

|  |  |
| --- | --- |
| 試験名 | 試験実施機関名 |
| 公益財団法人日本生産性本部認定  キャリア・コンサルタント資格試験 | 公益財団法人　日本生産性本部 |
| キャリア・コンサルタント試験 | 一般社団法人　日本産業カウンセラー協会 |
| TCCマスター・キャリアカウンセラー認定試験 | テンプスタッフキャリアコンサルティング株式会社 |
| CDA資格認定試験 | 特定非営利活動法人　日本キャリア  開発協会 |
| 日本キャリア・マネージメント・カウンセラー協会  認定キャリア・コンサルタント資格試験 | 特定非営利活動法人　日本キャリア・  マネージメント・カウンセラー協会 |
| 公益財団法人関西カウンセリングセンター  キャリア・コンサルタント認定試験 | 公益財団法人　関西カウンセリングセンター |
| GCDF-Japan試験 | 特定非営利活動法人  キャリアカウンセリング協会 |
| 株式会社テクノファ認定キャリア・カウンセラー  （キャリア・コンサルタント）能力評価試験 | 株式会社　テクノファ |
| ICDS委員会認定　ICDSキャリア・コンサルタント検定 | NPO法人　ICDS |
| NPO生涯学習キャリア・コンサルタント検定試験 | 特定非営利活動法人　エヌピーオー  生涯学習 |
| ＨＲ総研認定キャリア・コンサルタント能力評価試験 | 株式会社　フルキャストＨＲ総研 |
| 人材開発協会認定キャリア・カウンセラー試験 | 有限責任中間法人　人材開発協会 |

別表２－２

ジョブ・カード講習の受講要件となる講座

|  |  |
| --- | --- |
| 講座名 | 講座実施機関名 |
| キャリア・コンサルタント養成講座 | 独立行政法人　雇用・能力開発機構 |
| 日本経団連キャリア・アドバイザー養成講座 | 社団法人日本経済団体連合会 |

別添様式１

「ジョブ・カード講習」受講　推薦状

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふ　　り　　が　　な | | | |  | |
| 受　講　者　氏　名 | | | |  | |
| 実務経験の期間及び内容 | | | | | |
| 勤務先名  （支店名まで記入） | | 勤務地  （所在市区町村まで記入） | 役職名 | 期　　間 | 内　　容 |
|  | |  |  | 年　月  ～　　 年　月 |  |
|  | |  |  | 年　月  ～　 年　月 |  |
|  | |  |  | 年　月  ～　 年　月 |  |
| ※受講条件（勤務内容、期間）を満たしているか、ご確認のうえ送付ください。  ※事実と異なる記載をしていることが判明した場合は、受講できない場合があります。 | | |  |  |  |
| 通算期間 | 年　　　　　　　　ヶ月   * 職業相談に係わる資格を保有していない方は、推薦を行う機関等に雇用（ひとり親の支援を行う機関の方については、推薦を行う機関等において相談業務に従事）されており、下記のいずれかを満たしている必要があります。   　・常時勤務する者として職業相談・職業紹介、人事労務、その他キャリアに関する業務に係る経験を概ね**3年以上**有する方  　・常時勤務する者としてキャリアコンサルティング業務に専ら従事する方であって、現に職業相談業務に**1年以上**携わる方  ※　ひとり親の支援を行う機関の方の場合は、「常時勤務する者」である必要はありません。 | | | | |
| 上記の者の「ジョブ・カード講習」受講を推薦します。  平成　　　年　　　月　　　日  所在地　　〒　　　　　－  ◇ 推薦を行う機関等の名称、及びその長の氏名  　　　　　機関名  代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞   * 受講される方が代表取締役など社内の最高責任者等で、自身を推薦する場合は、登記簿謄本等の写しが別途必要です。 | | | | | |

※ 個人情報の取扱いについて

１．お預かりした個人情報は、厚生労働省及び登録団体の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し、保護の徹底に努めます。

２．個人情報は、参加者名簿の作成、受講者への受講証の作成・送付、受講要件等の確認のための連絡等、『ジョブ・カード講習』の実施に必要な事項にのみ使用いたします。

３．お預かりした個人情報により作成した参加者名簿は、『ジョブ・カード講習』当日の、講師及び参加者等の関係者に限り配付させていただきます。但し、これ以外には法令に基づく場合などを除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。

４．利用目的のために案内状や参加証、テキストの送付などを外部に委託する場合は、登録団体が個人情報を適切に取り扱うと認める委託先を選定し、登録団体との間で守秘義務契約を締結の上、業務先に対する適切な監督を行います。なお、委託先にはご本人、ご連絡担当者へのサービス提供に必要な個人情報だけを開示し、サービス提供以外に使用させることはありません。

５．ご本人からの求めにより、開示対象個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止に応じます。この件については、厚生労働省又は登録団体へご連絡下さい。

６．本案内記載事項の無断転載をお断りします。

別添様式２

**登録用フォーム**

|  |  |
| --- | --- |
| **①　　フリガナ**  **氏名＊** |  |
| **②　　所属** |  |
| **③　　生年月日＊** |  |
| **④　　電話番号＊**  **（自宅・携帯・勤務先のいずれかで連絡のつきやすい番号）** | （自宅・携帯・勤務先・その他）いずれかに○ |
|  |
| **⑤　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ**  **（自宅・携帯・勤務先のいずれかで連絡のつきやすいアドレス）** | （自宅・携帯・勤務先・その他） いずれかに○ |
|  |
| **⑥　　住所＊**  **（自宅・勤務先のいずれかで連絡のつきやすい住所）** | （自宅・勤務先） いずれかに○ |
| 〒 |
| **⑦　登録のための要件＊** | **（１）新基準適合者等（実施要領２(2)に該当する者）**  試験名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  資格取得年月（　　　　　　　年　　　　　　　　　　月）  学科試験受験年月（　　　　　　年　　　　　　　　　月）  登録番号・会員番号等（　　　　　　　　　　　　　　　）  補講・養成講座受講年月（※１）（　　年　　 月～　 月）  ※１　旧基準に基づく試験合格者のみ記載  ※２　合格証(旧基準に基づく試験合格者は加えて補講又は養成講座の修了証)　　　　　の写しを添付すること。  **（２）ジョブ・カード講習修了者（実施要領３(1)のいずれかに該当する者）**  ・資格（ イ 、 ロ 、 ハ ）  ※　ロ又はハの場合は試験・講座名を記載  [ 　 ]  　・経験  （ ニ(ｲ) 、 ニ(ﾛ) 、 ニ(ﾊ) 、 ホ(ｲ) 、 ホ(ﾛ) 、 ホ(ﾊ) ）  　 ※　該当するものに○ |

**＊：必須登録事項**

別紙「登録に当たっての確認事項」を読んだ上で署名すること。

年　　　月　　　日　（署名）

**登録に当たっての確認事項**

別　紙

**１．利用目的**

　登録された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は個人情報保護法に基づき、厚生労働省又は厚生労働省がジョブ・カード講習事業及びジョブ・カード作成アドバイザーの登録業務を委託した団体(以下「登録団体」という。)が、新ジョブ・カード制度の円滑な運用を行う目的の範囲内で利用します。

（利用目的）

○　ジョブ・カード講習受講等により、ジョブ・カードを作成支援することが認められ、登録された者（以下「ジョブ・カード作成アドバイザー」という。）に対する情報提供

○ジョブ・カード作成支援実績把握のための問い合わせ

○　第三者への情報提供

・ジョブ・カード様式における「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」に係る情報提供（ジョブ・カードに記載された連絡先と実際の連絡先が異なる場合など）

・ジョブ・カードに記載された者がジョブ・カード作成アドバイザーであるか否かの情報提供（ジョブ・カードの作成支援を受けた求職者、採用活動を行う企業等からの問い合わせ）

**２．登録情報の管理**

　お預かりした個人情報は、厳正な管理を行います。

**３．登録情報の開示・訂正・削除**   
　登録された個人情報について、開示を請求することができます。また、開示の結果、個人情報の訂正を請求することもできます。   
　個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、厚生労働省又は登録団体にご連絡をお願いいたします。なお、本手続きにあたり、ご本人であることを確認させていただきます。また、必須登録事項に関する情報が削除された場合にはジョブ・カードへの署名ができなくなることがあります。

**４．登録証の有効期間及び更新**

登録証の有効期間は、発行日から４年が経過した日の属する年度の年度末までの間（例：平成30年４月１日が発行日の場合、平成35年３月31日まで）です。登録証の更新方法は、平成30年度の秋以降に、登録団体のホームページに掲載しますので、確認の上、手続を行ってください。更新登録証の有効期間は発行日の翌日から５年間（例：平成31年３月31日が発行日の場合、平成36年３月31日）です。

　　 なお、登録証の更新には、今後ともジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング業務を担う者であって、以下の要件を満たすことが必要ですのでご留意ください。（※）

①　更新講習を受講していること

②　ジョブ・カード作成アドバイザーとして適性を欠く者でないこと

　　（※）平成30年４月現在での条件であり、実際に更新手続を行っていただく時期には、変更されている可能性があります。

**５．登録の取り消し**   
　新ジョブ・カード制度の趣旨に照らして著しく不適切なジョブ・カード作成支援等や公序良俗に反する行為をはじめ、６の同意事項に反する行為がなされた場合には登録を取り消すことがあります。その場合、ジョブ・カードの作成支援はできなくなりますが、そのことによる不利益について、厚生労働省及び登録団体は一切の責任を負いません。また、登録の取消を受けた者は、再度の登録を受けられないことがあります。

**６．同意事項**

　登録用フォームへの署名又は登録団体が開設するホームページにおいて登録用フォームに相当する内容を入力のうえ登録申請した場合は、以下の事項に同意したものとみなします。各項目を熟読の上、署名をお願いいたします。

①　厚生労働省が毎年度登録団体と個人情報保護規約を締結した上で、ジョブ・カード講習事業及びジョブ・カード作成アドバイザーの登録業務によって得られた個人情報を登録団体に移管することに異論ありません。

②　ジョブ・カードの作成支援を行った場合は、登録団体の求めに応じて報告します。

③　ジョブ・カードを活用してキャリアコンサルティングを実施する場合には相談者に対して別に定める登録証を提示します。

④　登録事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ます。

⑤　職務上知り得た秘密を保持します。

**更新申込書**

　以下のとおり、「ジョブ・カード作成アドバイザー証」の更新を申込みます。また、別添「登録に当たっての確認事項（更新）」の「６.同意事項」に掲げる事項に同意いたします。

≪該当する項目にチェックBD21301_をお願いします≫

**１　今後もジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング業務を担うかの確認**

□　今後も、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング業務を担う予定である。

**２　更新講習の受講の有無**

□　更新講習を受講した。（受講修了年月日：　年　月　日）

**３　ジョブ・カード作成アドバイザーとしての適性の確認**

　　□　新ジョブ・カード制度の趣旨に照らして著しく不適切なジョブ・カード作成支援等や、公序良俗に反する行為を行っていない。

以上について、相違ありません。

※　報告に虚偽があった場合、登録証が無効になることがあります。

※　本申込書の署名により、別添「登録に当たっての確認事項（更新）」の「６.同意事項」に掲げる事項に同意したものとみなします。

　■　更新申込日　：平成　　年　　月　　日

■　登録番号　　：

■　生年月日　：　　　　年　　月　　日　　（和暦で記入すること）

■　署　　名　：　　　　　　　　　　　㊞

■　連絡先(TEL) ：

別添様式３－①

（現在有している登録証の登録番号を記入すること）

（自署の場合は押印の必要なし）

（別添）

**登録に当たっての確認事項（更新）**

**１．利用目的**

　登録された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は個人情報保護法に基づき、厚生労働省又は厚生労働省がジョブ・カード講習事業及びジョブ・カード作成アドバイザーの登録業務を委託した団体(以下「登録団体」という。)が、新ジョブ・カード制度の円滑な運用を行う目的の範囲内で利用します。

（利用目的）

○　ジョブ・カード講習受講等により、ジョブ・カードを作成支援することが認められ、登録された者（以下「ジョブ・カード作成アドバイザー」という。）に対する情報提供

○ジョブ・カード作成支援実績把握のための問い合わせ

○　第三者への情報提供

・ジョブ・カード様式における「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」に係る情報提供（ジョブ・カードに記載された連絡先と実際の連絡先が異なる場合など）

・ジョブ・カードに記載された者がジョブ・カード作成アドバイザーであるか否かの情報提供（ジョブ・カードの作成支援を受けた求職者、採用活動を行う企業等からの問い合わせ）

**２．登録情報の管理**

　お預かりした個人情報は、厳正な管理を行います。

**３．登録情報の開示・訂正・削除**   
　登録された個人情報について、開示を請求することができます。また、開示の結果、個人情報の訂正を請求することもできます。   
　個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、厚生労働省又は登録団体にご連絡をお願いいたします。なお、本手続きにあたり、ご本人であることを確認させていただきます。また、必須登録事項に関する情報が削除された場合にはジョブ・カードへの署名ができなくなることがあります。

**４．更新登録証の有効期間及び更新**

　ジョブ・カード作成アドバイザー証（更新）の有効期間は、発行日の翌日から５年間（例：平成31年３月31日が発行日の場合、平成36年３月31日）です。登録証の更新方法は、平成30年度の秋以降に、登録団体のホームページに掲載しますので、確認の上、手続きを行ってください。

なお、登録証の更新には、今後ともジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング業務を担う者であって、以下の要件を満たすことが必要ですのでご留意ください。（※）

①　更新講習を受講していること

②　ジョブ・カード作成アドバイザーとして適性を欠く者でないこと

　　（※）平成30年4月現在での条件であり、実際に更新手続を行っていただく時期には、変更されている可能性があります。

**５．登録の取り消し**

新ジョブ・カード制度の趣旨に照らして著しく不適切なジョブ・カード作成支援等や公序良俗に反する行為をはじめ、６の同意事項に反する行為がなされた場合には登録を取り消すことがあります。その場合、ジョブ・カードの作成支援はできなくなりますが、そのことによる不利益について、厚生労働省及び登録団体は一切の責任を負いません。また、登録の取消を受けた者は、再度の登録を受けられないことがあります。

**６．同意事項**

　「更新申込書」の署名又は登録団体が開設するホームページにおいて登録用フォームに相当する内容を入力のうえ登録申請した場合は、以下の事項に同意したものとみなします。各項目を熟読の上、署名をお願いいたします。

①　厚生労働省が毎年度登録団体と個人情報保護規約を締結した上で、ジョブ・カード講習事業及びジョブ・カード作成アドバイザーの登録業務によって得られた個人情報を登録団体に移管することに異論ありません。

②　ジョブ・カードの作成支援を行った場合は、登録団体の求めに応じて報告します。

③　ジョブ・カードを活用してキャリアコンサルティングを実施する場合には相談者に対して別に定める登録証を提示します。

④　登録事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ます。

⑤　職務上知り得た秘密を保持します。

**登録用フォーム（更新）**

( 有　・　無 )

変更の有無

いずれかに○を

付けて下さい

別添様式３－②

|  |  |
| --- | --- |
| **①　　登録番号**  **又は**  **修了番号＊** |  |
| **②　　フリガナ**  **氏名＊** | ( 有　・　無 ) |
| **③　　所属** | ( 有　・　無 ) |
| **④　　生年月日＊** |  |
| **⑤　　電話番号＊**  **（自宅・携帯・勤務先のいずれかで連絡のつきやすい番号）** | （自宅・携帯・勤務先・その他）いずれかに○  ( 有　・　無 ) |
|  |
| **⑥　　メールアドレス**  **（自宅・携帯・勤務先のいずれかで連絡のつきやすいアドレス）** | （自宅・携帯・勤務先・その他） いずれかに○  ( 有　・　無 ) |
|  |
| **⑦　　住所＊**  **（自宅・勤務先のいずれかで連絡のつきやすい住所）** | （自宅・勤務先） いずれかに○ |
| 〒 |
| **⑧　保有するキャリアコンサルタント資格等＊**  **（ジョブ・カード講習受講時には資格をお持ちでなかった場合も、現在資格を取得された方はご記入ください。）** | **１　キャリアコンサルティング技能士（１級・２級）**  ( 有　・　無 )  ①取得級（　 　　級）  ②資格取得年月（　　　 年　 　月）  ③技能士番号　（　　　　　　　　　　 　　　　）  **２　キャリアコンサルタント国家資格**  ①登録年月（　　年　　月）  ②登録番号（　　　　　 　　　　　）  ※キャリアコンサルタント国家資格を取得している場合は、ジョブ・カード作成アドバイザーとして登録しなくてもジョブ・カード作成支援を行うことが可能です。  **３　産業カウンセラー資格**  ①資格取得年月（　　　年　　　月）  ②会員番号（　　　　　　　　　　　　　　　 　　　） |

**＊：必須登録事項**

以上及び登録事項について相違ありません。

年　　　月　　　日　（署名）

（1）厚生労働省が発行する登録証

別添様式４－①

|  |
| --- |
| ジョブ・カード作成アドバイザー証  写真  登録番号  氏名  生年月日  上記の者は、ｼﾞｮﾌﾞ・ｶｰﾄﾞの作成支援を行うことが認められた者として、登録されたことを証明する。  　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日発行（　　年３月31日まで有効） 　　　厚生労働省　人材開発統括官印 |

（タテ約５．８ｃｍ、ヨコ約７．７ｃｍ）

（2）登録団体が発行する登録証

|  |
| --- |
| ジョブ・カード作成アドバイザー証  　　　　　　　　　　　　　登録番号  写真  氏名  生年月日  上記の者は、ｼﾞｮﾌﾞ・ｶｰﾄﾞの作成支援を行うことが認められた者として、登録されたことを証明する。  　　　　　　　　　　　　年　　月　　日発行（　　年３月31日まで有効）  厚生労働省「平成　年度ジョブ・カード講習等の実施」委託事業受託団体  　　　　　　　 登録団体　　代表者 印 |

（タテ約５．８ｃｍ、ヨコ約７．７ｃｍ）

別添様式４－②

|  |
| --- |
| ジョブ・カード作成アドバイザー証（更新）  　　　　　　　　　　　　　登録番号  写真  氏名  生年月日  上記の者は、ｼﾞｮﾌﾞ・ｶｰﾄﾞの作成支援を行うことが認められた者として、登録されたことを証明する。  　　　　　　　　　　　　年　　月　　日発行（　　年３月31日まで有効）  厚生労働省「平成　年度ジョブ・カード講習等の実施」委託事業受託団体　 　　　　　　　 登録団体　　代表者 印 |

（タテ約５．８ｃｍ、ヨコ約７．７ｃｍ）